


所管部課	都市建設部都市計画課	部長	内藤 峰雄		
件名	東大和市街づくり条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市街づくり条例において引用する都市計画法施行令及び地方自治法の条文が改正されていることから、これと整合を図るため改正するものである。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>① 第2条第1号ア中「第10条の3」を「第10条の4」に改め、同条第4号ア中「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定により市が定める基本構想をいう。)」を削る。</p> <p>② 第11条第3項及び第20条第2項中「第10条の3」を「第10条の4」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>施行日は公布日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>引用する法令の条文と整合が図られる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>条例案文について文書課において審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成27年第1回市議会定例会へ議案として提出する事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。